

中間前金払の実施に係る認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、猪苗代町工事請負契約約款（以下「約款」という。）に基づく中間前金払に係る認定について必要な事項を定める。

(認定の方法)

第2条 受注者は、約款第35条第6項に規定する中間前金払に係る認定の請求をするときは、中間前金払認定請求書（第1号様式）により請求するものとする。

2 中間前金払認定請求書には、約款第11条の規定に基づき工事履行報告書（福島県土木部共通仕様書第8号様式その3）を添付するものとする。

3 発注者は、前2項による請求があったときは、次の要件のすべてを満たしているか調査した上で、中間前金払の認定を行うものとする。

(1) 当該契約に係る工期の2分の1（債務負担行為に係る契約分については、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1（債務負担行為に係る契約分については、出来高予定額の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1（債務負担行為に係る契約分については、出来高予定額の2分の1）以上に相当するものであること。

4 前項の要件の調査は、当該工事の所管課が行うものとし、監督員が工程及び現場を確認して行うものとする。

5 発注者は、出来高の数値に疑義がある場合は、受注者に当該数値の根拠となる資料の提示を求めることができる。この場合において、出来高が請負代金額の2分の1に満たない疑いがあるときは、監督員が出来高設計書を作成することにより履行の確認を行うものとする。

6 認定に係る決裁区分は、支出負担行為に係る決裁区分と同一とする。

(認定の通知)

第3条 発注者は、認定の結果を中間前金払認定調書（第2号様式）により受注者に通知するものとする。この場合において、認定の結果の通知は、当該認定に係る受注者が提出する資料について内容の不備又は猪苗代町の休日定める条例第1条に規定する町の休日その他特別の事情があるときを除き、当該請求を受けた日から7日以内に行うものとする。

2 中間前金払認定調書は、2部作成するものとし、1部を受注者に対して交付し、1部を中間前金払認定請求書に添えて保管するものとする。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。